

# 健康保険任意継続被保険者 資格取得申出書

この申請をするときは、退職した翌日から 20 日以内に保険料を添えて提出してください(現金書留または窓口)

① 勤務していた時に使用していた被保険者証の記号及び番号	記号						番号					※				
②申出者の氏名等	(フリガナ)										千円					
	昭和・平成・令和 年 月 日生 ( 歳) 男・女															
③申出者の住所 郵便番号を必ず記入してください。	〒											都道府県				
	④電話番号												自宅電話 — — 携帯 — —			
⑤被扶養者の有無	有・無		「有」の場合は下記の健康保険 被扶養者届を記入してください。													
⑥限度額適用認定証の有無	有・無		有効期限が残っている限度額適用認定証をお持ちの場合は「有」に○をしてください(家族分を含む)。													
⑦勤務していた事業所	名称								所在地	都・道・府・県						
	電話番号	— —														
資格取得日および資格喪失年月日(退職日の翌日)	⑧資格取得日	昭和 平成 令和		年		月		日	⑨資格喪失日(退職日の翌日)	昭和 平成 令和		年		月		日
⑩保険料の納付方法 (保険料の納付方法について、次のいずれかに○を囲んでください。)	(イ) 毎月納付 (ロ) 年度末までまとめて納付(資格喪失月の翌月～年度末の3月まで) (ハ) 前期(⑨の喪失月の翌月～9月まで)・後期(10月～翌年3月)の2回に分けて納付 ※注意 (ハ)は、⑨の喪失日が9月1日以降の方は希望できません。 (ロ)と(ハ)について、納付期日が限られていますので必ずご連絡ください。なお、いったん納めますとその期間、就職して他の健康保険に加入もしくは死亡した場合以外、資格を喪失することができません。国民健康保険に切り替えることや家族の被扶養者になれませんのでご注意ください。															

## 健康保険 被扶養者届 (家族を扶養に入れる場合は必ず記入してください。)

⑪被扶養者の氏名		⑫被扶養者の生年月日等			性別	⑬続柄	⑭職業	⑮年間収入	⑯同居・別居の別
被扶養者欄	(フリガナ)		昭和 平成 令和	年	月	日	男女	万円	同居・別居
	(フリガナ)		昭和 平成 令和	年	月	日	男女	万円	同居・別居
	(フリガナ)		昭和 平成 令和	年	月	日	男女	万円	同居・別居
	(フリガナ)		昭和 平成 令和	年	月	日	男女	万円	同居・別居

⑰社会保険労務士の提出代行者記載欄
-------------------

⑱備考
-----

※の欄は記入しないで下さい。

課長	係長	主任	係員

受領者

受付日付印

## 「健康保険任意継続被保険者 資格取得申請書」を提出される皆様へ

### 《大切なお知らせ》

#### ○ 任意継続被保険者になるためには

・任意継続被保険者になるためには、以下の条件が必要です。

- ①退職日までに継続して2ヵ月以上の被保険者期間があること
- ②退職日の翌日から20日以内に申請書に初回分の保険料を添えて提出すること

※月をまたがって申請される場合、例えば1月25日に退職し、任意継続の申請を2月に入ってからされる場合には初回分の保険料は2ヵ月分(例の場合は1月分と2月分)が必要です。

#### ○ 任意継続の資格について

・任意継続の加入期間は、任意継続被保険者となってから最長で2年間です。ただし、以下の理由に該当する場合は2年を経過する前に資格喪失となります。

- ①毎月の保険料を納付期限までに納付しなかった場合
- ②就職等により、他の社会保険の被保険者となった場合
- ③被保険者の方が亡くなった場合
- ④被保険者の方が75歳になった場合(後期高齢者医療制度に加入された場合)

※「国民健康保険に加入する(国民健康保険料の軽減制度に該当する場合を含む)」や「家族の扶養に入る」という理由では資格を喪失することはできません。

#### ○ 任意継続被保険者証の発行について

・任意継続の保険証は、勤務していた事業所より「資格喪失届」が織物健保に提出され、その手続きが終了後に交付となります。したがって、被保険者証がお手元に届くまでに多少時間を要する場合がありますので、予めご了承ください。

#### ○ 保険料の納付について

- ・資格取得月以降の保険料の納付期限は毎月10日までです。ただし、10日が金融機関の休日の場合は翌営業日までです。
- ・2回目以降に金融機関で納付する場合は「文書扱い」とおっしゃってください。
- ・振込手数料につきましてはご本人負担となりますのでご了承ください。

※納付期限までに保険料が納付されなかった場合は、資格を喪失します。

## ○ 任意継続の保険料について

- ・任意継続被保険者の標準報酬月額、退職時の標準報酬月額または前年(1月から3月までの標準報酬月額は前々年)の9月30日における、東京織物健康保険組合の標準報酬月額の※平均額のいずれか低いほうの額となります。
- ・任意継続の保険料は、事業主負担がないため**全額自己負担**となります。
- ・在職時の保険料は、資格取得日の属する月から徴収され、資格喪失月分(退職日の翌日の属する月)は徴収されません。また、事業主が徴収できる被保険者負担分の保険料は前月分の保険料ですので、皆様の給与から引かれていた保険料は前月分の保険料です。保険料は日割りではなく月単位での徴収となります。

例) 1月31日退職で2月1日から任意継続の場合

1月分までは事業所にて給与から徴収・2月分から任意継続として徴収

例) 1月30日退職で1月31日から任意継続の場合

12月分までは事業所にて給与から徴収・1月分から任意継続として徴収

- ・任意継続の保険料は下記の理由により変更となる場合があります。
  - ①任意継続加入中に40歳になり介護保険被保険者に該当した場合  
(一般保険料の他に介護保険料が必要となります。)
  - ②任意継続加入中に65歳になり介護保険被保険者に該当しなくなった場合
  - ③健康保険料率または介護保険料率に変更された場合
  - ④東京織物健康保険組合における標準報酬月額の※平均額に変更された場合  
※平均額については適用課(03-3661-2254)までお尋ねください

## ○ 保険料は半期ずつ、または年度末まで一括納付できます

- ・保険料を前納にて納付する場合は、保険料が割引されます。
  - ① 申請書⑩欄で(ロ)の年度末までまとめて納付を選択した場合  
⑨の資格喪失月の翌月分から年度末の3月分まで保険料を前納することができます。
  - ② 申請書⑩欄で(ハ)の前期・後期の2回に分けて納付を選択した場合  
⑨の資格喪失月の翌月分から9月分までと、10月分から翌年3月分までの2回に分けて納付することができます。ただし、⑨の喪失日が9月1日以降の方は選択できません。

**注意1** 前納の納付期限は、⑨の資格喪失日の属する月の月末までとなっています。月末が金融機関の休日の場合は翌営業日までとなりますので、申出書を提出された時期によっては、前納による納付をできない場合があります。

**注意2** 保険料は一旦納めると、本人死亡・就職先で社会保険加入の場合以外では返金はできません。「国民健康保険に加入する」「家族の扶養に入る」という理由では返金できませんので前納される場合には十分にご注意ください。